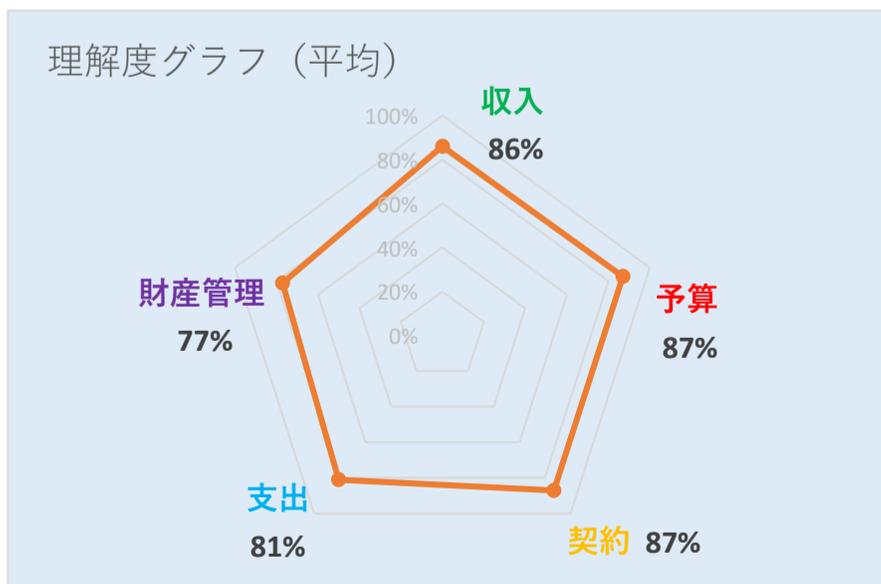


1.自己診断 集計結果

設 問		正答	正答率	
収 入	1	会計管理者口座への振込による収入は、振込日より前に納付書を会計管理課に提出するようにしている。	はい	96%
	2	予算計上していないものは収入できない。	いいえ	85%
	3	出納整理期間は5月31日までだが、調定決議書は4月末日までに会計管理者へ送付しなければならない。	はい	77%
	4	調定は当該会計年度において、3月31日までの起票日でおこななければならない。	はい	92%
	5	調定決議書作成時に、納付書備考欄への入力はいらない。	いいえ	96%
	6	調定決議書の作成後、誤りがあったため調定決議書を修正したが、納付書の記載内容に変更がなかったため、修正前に出力した納付書を相手方に交付し納付してもらった。	いいえ	95%
	7	調定額の変更の伝票は、変更後の調定額を入力すればよい。	いいえ	79%
	8	調定の時期は債権が発生したときであり、調定は全て納入の通知前にしなければならない。	いいえ	50%
	9	調定額より収入額が多いときは、調定忘れがあると考えられる。	はい	87%
	10	過誤納となった歳入を戻出するときは還付命令書を起票するだけでなく調定決議書の変更も必要である。	はい	90%
	11	年度内（出納整理期間含む）の還付は、当該年度の歳入から、過年度分については歳出からの還付となる。	はい	87%
	12	つり銭準備金については、月初めの残高を報告している。	いいえ	66%
	13	つり銭準備金等は、金庫等において施錠し厳重に保管している。	はい	99%
	14	つり銭準備金種別残高確認表を作成し毎日確認をしている。	はい	95%
	15	普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。	はい	97%
予 算	1	予算要求の際は、計上漏れ、計上誤りがないか担当職員だけでなく、所属内で確認しあっている。	はい	99%
	2	複数会計の予算がある所属は、一般会計と特別会計を混同しないように、注意して処理する必要がある。。	はい	99%
	3	一般会計から特別会計へ繰出金を支払う場合、当該特別会計では同額を繰入金として計上する必要がある。	はい	95%
	4	予定していた事業が完了し、予算に余剰金がでたため、最終補正にて実績見込みによる減額補正を行った。	はい	92%
	5	財源に起債を充当予定の事業であるため、起債同意を待ってから入札・契約等を行う必要がある。	いいえ	51%
	6	債務負担行為は、初年度だけでなく、継続年度中も予算要求に合わせて調書を提出する必要がある。	はい	92%
	7	債務負担行為を設定したが、設定時から変更があり、契約期間が債務負担行為で設定した期間を上回ることとなった。契約額は設定した範囲内であるため、債務負担行為の変更や再設定は必要ない。	いいえ	95%
	8	<small>n年度に契約、契約額1億円、契約期間n+4年度までの5年間の債務負担行為を設定したが、事情によりn年度に契約できず、n+1年度に契約することとなり、契約額8千万円、契約期間n+4年度までの4年間となった。契約額、契約期間ともに設定の範囲内のため債務負担行為の変更や再設定は必要ない。</small>	いいえ	90%
	9	債務負担行為に基づき契約を行った後で、追加の契約をする必要が生じた。追加分が債務負担行為で設定した額と実際の契約との差額の範囲内であったとしても、追加分の契約のための債務負担行為を新たに設定する必要がある。	はい	81%
	10	公用車のリース契約を行うに際して、長期継続契約に基づく場合であっても、複数年の契約を行う場合には債務負担行為を設定する必要がある。	いいえ	65%
	11	補助金の補助対象経費の内容に疑義が生じたため、補助金等交付要綱に基づいているか所属内で確認した後、補助金を執行した。	はい	89%
	12	消耗品費等の予算に余剰が生じた場合は、この余剰金を活用して、翌年度以降の消耗品を事前に購入しておく必要がある。	いいえ	97%
	13	入札差金または執行しない予算があるため、予算計上していない新たな事業実施を検討し、できる限り予算は使い切る必要がある。	いいえ	98%
	14	予算計上していない急な出張が生じ、旅費が必要となる場合でも、予算に余裕がある場合は、財務課との協議は必要ない。	いいえ	89%
	15	光熱水費の支払いについて、3月1日から4月30日までの分として請求がきた場合、3月31日までの分は前年度会計で支出し、4月1日以降の分は当年度会計で支出する必要がある。	いいえ	72%
	16	流用の決裁区分は流用金額等により異なる。	はい	91%
	17	必要な経費で同一事業内であれば、どの予算科目からでも制限なく流用できる。	いいえ	97%
18	緊急に対応しなければならない事業が生じたが、同一款内から流用できる予算がない場合は、財務課との事前協議を行えば、余剰等のある別の款から流用できる。	いいえ	63%	
19	緊急性のある事業を行う場合は、まずは入札・契約等の手続きを早急に済ませ、金額が確定した後に流用の協議を行う必要がある。	いいえ	91%	
20	予算の繰越をする場合は、特別な手続きは必要ない	いいえ	98%	
21	繰越明許費を設定していない事業において、避けたい事故等が原因で、年度内に執行が終わらない場合には、特に手続きをせずとも翌年度へ事業を繰り越すことができる。	いいえ	97%	
22	施設内で漏水があり150万円となったが、管理運営事業費内に施設設備修繕料-費用があったため、同科目にて修繕を執行した。	いいえ	73%	

設 問		正答	正答率	
契 約	1	地方自治体の契約は随意契約が原則であり、一般競争入札等他の契約方法は、政令又は規則の定めに従って該当する場合に限定されている。	いいえ	98%
	2	原則、契約を締結する業者は、事前に競争入札有資格者名簿に登録されていなければならない。	はい	94%
	3	業務委託の内容、期間は類似しているが、場所が離れているため場所ごとに発注しなければならない。	いいえ	79%
	4	新年度の物品購入・業務委託等について債務負担行為を設定しない場合、新年度予算の議決後であれば旧年度中に入札をしてもよい。	いいえ	86%
	5	物品・業務委託等の入札執行依頼を契約監理課へ依頼する場合は、発注スケジュールに関係なく、物品購入等執行依頼書等を電子決裁で起票し、決裁が終わり次第、依頼をすればよい。	いいえ	96%
	6	予定価格50万円の備品を購入する際の物品購入等執行依頼書等の決裁区分は、消耗品購入と同様に、課長である。	いいえ	78%
	7	特に仕様等の指定がない文房具などの購入は、年間単価契約表に記載の物品から優先的に購入する。	はい	100%
	8	見積書を徴する業者に対して、事前に予定価格を伝えてはならない。	はい	98%
	9	予定価格が10万円未満の物品を購入する場合でも必ず、2者以上から見積書を徴しなければならない。	いいえ	82%
	10	長期にわたり毎年、特定の業者と随意契約を締結している案件については、特別な理由や事情がなくても随意契約を締結でき、随意契約の理由についても、前年までと同様でよい。	いいえ	100%
	11	随意契約のときは、予定価格を定めなくてよい。	いいえ	93%
	12	随意契約を行う場合は、起案書に地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号までの法的根拠と理由を明確に記載しなければならない。	はい	99%
	13	随意契約の理由が明確であれば契約相手方と直ちに契約締結してもよい。	いいえ	92%
	14	指名停止期間中の業者であっても、下請の業者として承認して問題ない。	いいえ	97%
	15	指名停止期間中の業者であっても、災害等において市長等が承認した場合は、随意契約の相手方とすることができる。	はい	69%
	16	予定価格が10万円以上の小規模修繕は、小規模修繕等契約請書の作成を省略することができない。	はい	79%
	17	設計金額（予定価格）500万円以上のプロポーザルを実施する場合、実施前と結果について松阪市入札及び契約審査会（以下「審査会」という。）に諮らなければならない。	はい	97%
	18	設計金額（予定価格）500万円以上の随意契約は審査会に諮らなければならない。	はい	95%
	19	予定価格500万円以上の物件、役務の調達に係る競争入札は審査会に諮らなければならない。	はい	88%
	20	落札後、契約の内容を十分精査し、落札日の翌日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。	いいえ	63%
	21	「契約金額〇〇円（うち消費税△△円）」と記載されている請負契約の場合、収入印紙の額は、税込の契約金額〇〇円に対して適用する。	いいえ	61%
	22	予定価格が50万円以上の物品、業務委託、修繕に係る随意契約は競争入札と同様に、結果を公表しなければならない。	はい	92%
	23	業務を委託した場合、報告書の内容等から業務が仕様書のとおりに進められているかの確認を行う必要がある。	はい	99%
	24	業務委託（工事以外）の履行完了の届出を受けたときは、10日以内に検査を行わなければならない。	はい	88%
	25	契約金額35万円の業務委託（工事以外）の検査、検収を行ったときは、「物品役務完了検査調書」を作成しなければならない。	はい	89%
	26	総額35万円の物品を購入し、検収を行ったときは、「物品役務完了検査調書」を作成しなければならない。	いいえ	43%
	27	「物品役務完了検査調書」の作成を省略できるときは、代わりに納品書に署名又は検収印を押印し、納品日、納品確認日を記載しなければならない。	はい	97%
支 出	1	同一請求書で異なる科目による支払がある場合、それぞれの伝票の摘要欄に、合算相手の科目番号と金額を記載し、課を超えての合算の場合は、課名も記載している。	はい	98%
	2	前年度の収入を還付する必要がある場合、現年度の同じ収入から還付してもよい。	いいえ	95%
	3	起案文書（支出負担行為の内容を明らかにした伺い）の決裁日は、契約日や決定通知日以前の日付になっている。	はい	88%
	4	出納整理期間中であれば、支出命令（兼命令）をいつ起票しても問題ない。	いいえ	91%
	5	資金前渡を受ける職員は、各所属の長とする。	はい	91%
	6	支払期限を超えて支払う場合、支出伝票の摘要欄に「支払日について相手方了承済み」と記載すれば問題ない。	いいえ	77%
	7	契約履行確認後、請求書の提出を待って支出命令書を起票している。	いいえ	47%
	8	支払年度について、3月31日に納品されたものは、納品確認が4月1日であっても旧年度予算で支払う。	いいえ	58%
	9	請求書に請求日の記載がなかったので職員が書き込んだ。	いいえ	96%
	10	請求書の請求印は、特別な理由がなくても不要である。	いいえ	90%
	11	請求書を受け取った時は、請求金額と相手方名を確認している。	いいえ	35%

設 問		正答	正答率
支 出	12 概算払、資金前渡で支出した随時の費用に係る経費について、支払日を含め5日以内に精算書を起票している。	はい	90%
	13 複数職員がチェックし不適正支出（未払い、支払金額誤り、年度や科目相違など）を防ぐ体制となっている。	はい	100%
	14 いつも物品を購入している事業者のため、過去に起票した伝票を複写して摘要欄と金額だけを変更して起票した。	いいえ	97%
	15 口座振替払いの場合、支出命令（兼命令）を提出期限（口振日の6営業日前）までに起票していれば支払える。	いいえ	89%
	16 納付書払い、窓口払いの場合、支払希望日の3営業日前までに電子決裁、支払伝票のコピー、納付書が会計管理課に到着していなければならない。	はい	67%
	17 還付、歳入歳出外現金の払出についても伝票の会計管理課への提出期限は支出伝票と同じである。	はい	69%
	18 4月1日付けで警備委託契約を締結したため、4月2日に支出負担行為を起票したが、起票日（支出負担行為日）は4月1日とした。	はい	87%
	19 変更の支出負担行為書には、当初の支出負担行為書の添付書類は必要ない。	いいえ	95%
	20 単価契約によらない委託契約について、支出負担行為の特例により、契約金額が10万円未満であれば支出負担行為兼命令で支出できる。	いいえ	58%
21 精算は5日以内なので、3月29日～3月30日に出張した旅費の精算は4月3日までに起票すればよい。	いいえ	88%	
財 産 管 理	1 備品購入費で予算要求したが、入札等の結果1万円未満になった場合は、必要に応じて流用し、消耗品費で執行する。	はい	63%
	2 取得価格には、手数料などの費用を含んでも良い。	はい	69%
	3 取得時の単品での取得価格（取得価格がないものにあつては評価価格）が50万円以上のものと、自動車（二輪の自動車を除く）は、重要物品である。	はい	92%
	4 使用しているキャビネットが壊れたので財務課で新しいものに取り換えてもらう。	いいえ	81%
	5 普通財産の譲渡について、賃貸契約等を結んでいる場合は、その借受人と随意契約で譲渡することができる。	はい	49%
	6 財産に異動があった場合、公有財産異動報告書にて総務部長に報告しなければならない。	はい	98%
	7 財産を所管換えした場合は、公有財産異動報告書にて受取る側の所管課が財産増の報告をすればよい。	いいえ	91%
	8 乗合自動車の団体による使用は、乗合自動車に乗車する高齢者の人数が11人以上であれば使用することができる。	いいえ	76%
	9 庁用自動車は市職員しか運転することができない。	はい	85%
	10 庁用自動車を使用する際には、車体を確認し傷などがあった場合は管理者に報告しなければならない。	はい	100%
	11 庁用自動車運転中に交通事故を起こした場合は、運転者は法令に基づく必要な処置を行い、帰庁後すみやかに所属長及び車両管理者に報告しなければならない。	いいえ	51%
	12 住民活動に対して支援を行うため公用車を貸し出すことができる。	はい	59%
	13 殿町にある地下1階地上6階建ての庁舎のことを本庁舎という。	いいえ	43%
	14 本庁舎本館の会議室をポータルで予約し、鍵を借りたが使用しなくなったので別の課に貸した。	いいえ	100%
	15 松阪市土地開発基金と松阪市土地開発公社は同じものの別称である。	いいえ	95%

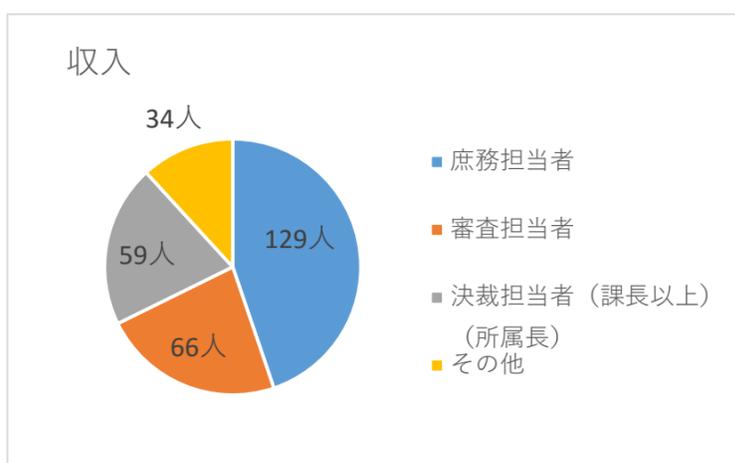


収入	86%	15問
予算	87%	22問
契約	87%	27問
支出	81%	21問
財産管理	77%	15問
計	84%	100問

2.各設問回答者内容

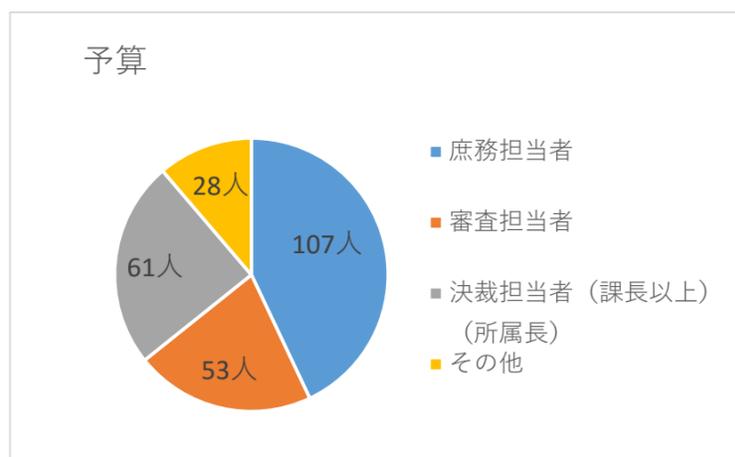
収入

所属	回答者
庶務担当者	129人
審査担当者	66人
決裁担当者（課長以上）（所属長）	59人
その他	34人
合計	288人



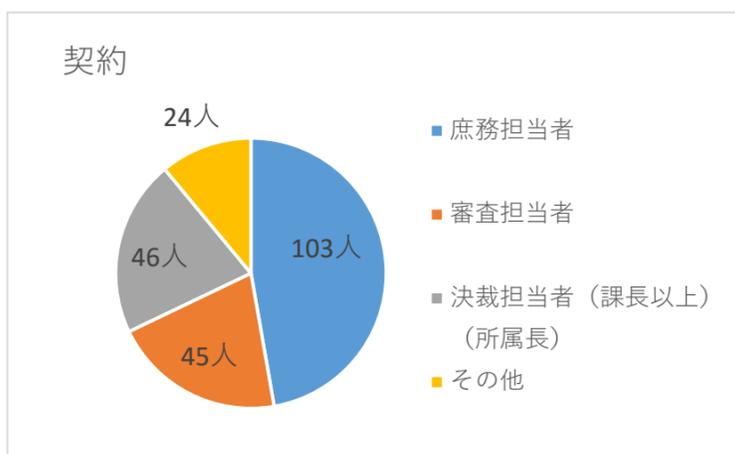
予算

所属	回答者
庶務担当者	107人
審査担当者	53人
決裁担当者（課長以上）（所属長）	61人
その他	28人
合計	249人



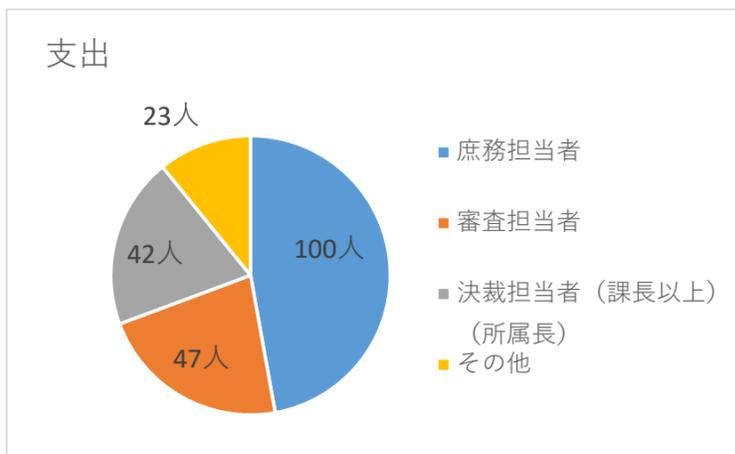
契約

所属	回答者
庶務担当者	103人
審査担当者	45人
決裁担当者（課長以上）（所属長）	46人
その他	24人
合計	218人



支出

所属	回答者
庶務担当者	100人
審査担当者	47人
決裁担当者（課長以上）（所属長）	42人
その他	23人
合計	212人



財産管理

所属	回答者
庶務担当者	92人
審査担当者	41人
決裁担当者（課長以上）（所属長）	51人
その他	21人
合計	205人

